

表67 平成23年度月別利用状況

月	単価(円)	枚数(枚)	金額(円)
4～5	320	75,100	24,032,000
6～7	320	68,224	21,831,680
8～9	320	49,329	15,785,280
10～11	320	57,860	18,515,200
12～1	320	71,706	22,945,920
2～3	320	90,034	28,810,880
計		412,253	131,920,960

そもそも、ふれあい入浴補助事業は高齢者が気軽に公衆浴場に通い社会とふれあうことを目的としている。そうであれば、社会との接点はある程度定期的に行われることが当該事業の目的に達しているのではないかと考える。ところが現在の交付方法は、年度内のいつの時期に申請しても年間22枚の補助券が交付されており、極端に言うところ3月に申請を行った場合、1ヶ月で22枚の補助券が交付される。これは、本来の定期的に社会とふれあう主旨からするといささか違和感がある。

表67より利用実績を見ても、2月～3月において利用が最も増加しており、発行開始の4月を含む4月～5月間の枚数の約20%増となっている。利用の時期に偏りが見られ、定期的な利用とはなっていない。

ちなみに、他の自治体においては交付開始の4月以降経過月数に応じ交付枚数を減らしている自治体もある。また、金沢市においても、はり・灸・マッサージ施術費助成券については、年間18枚の助成券を経過月数に従い交付枚数を減らしており、交付時期に応じて交付枚数を変更することを検討する必要がある。

【意見】

ふれあい入浴補助については、本来の目的に鑑み、交付時期に応じて交付枚数を変更することを検討する必要がある。

(8) 入浴補助券の管理について

ふれあい入浴補助券は、市役所の福祉と健康の総合窓口、泉野・元町・駅西福祉健康センター、市民センター14ヶ所で交付を受けることができる。

長寿福祉課では、各拠点へ必要冊数を配布、配布したふれあい入浴補助券を管理簿に記載し連番管理し、また、各拠点においても拠点の管理簿で交付されたふれあい入浴補助券を連番管理している。平成23年度分の管理状況について管理簿の閲覧及びヒアリングにより確認したところ、年度終了後に各交付場所から回収した入浴補助券および在庫の補助券について、管理簿と照合を行い在庫数の検証を行った上で廃棄処分したとのことであった。廃棄処分に当たっては、裏書き認を受けることなく担当者により処分が行われた。

処分された入浴補助券は、利用期限を過ぎたものであるが、入浴補助券の作成には費用がかかっており、どのくらい入浴補助券が作成され、そのうちのどれくらいが在庫となり廃棄となったか

金沢市負担額(円)	108,445,760	122,968,320	127,423,680	123,000,000	131,920,960
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

*：平成23年度金沢市65歳以上人口(人)は「石川県の年齢別推計人口～平成23年10月1日現在推計～」より記載

(1) 次年度以降の負担額の増加について
平成23年度の利用実績は、以下のとおりである。

表65 平成23年度制度利用実績等

区分	利用実績等
①金沢市65歳以上人口	97,450人
②利用枚数	412,253枚
③金沢市負担額	131,920,960円
④交付冊数	28,118冊
⑤交付率(④/①)	29%
⑥一人あたり利用枚数(②/④)	15枚

表65の平成23年度の実績に基づき、今後の金沢市の65歳以上人口の推計から計算される利用枚数および金沢市の負担額は、下表66のように推計される。

表66 制度利用数推計

年度	H24年度	H25年度	H26年度
⑦金沢市65歳以上人口	100,300人	104,839人	109,208人
⑧利用枚数	436,305枚	456,060枚	475,055枚
⑨金沢市負担額	139,617,600円	145,936,000円	152,017,600円

表66はあくまで推定値ではあるが、現状の制度を継続すると市の負担額が大幅に増加する可能性があることから、制度を抜本的に見直す必要があると考える。

他の自治体においても同様の状況が生じており、交付枚数の削減等の見直しが行われているところである。国の高齢社会対策大綱にもあるように、今後増えていく65歳以上を一律に、社会的弱者として扱うべきではない。そのような状況においては、過年度から実施してきたふれあい入浴補助のような事業も抜本的に見直す時期に来ている。

【意見】

ふれあい入浴補助については、現状の制度を継続すると市の負担額は大幅に増加する可能性があることから、制度を抜本的に見直す必要がある。

(2) 利用期間に応じた交付枚数の検討について

金沢市における平成23年度の月別利用枚数は、下表67のとおりである。

について、通常の資産の廃棄に準じ報告し、承認を受けることが必要である。
なお、平成23年度において処分となつたふれあい入浴補助券は682冊であつた。

【意見】

利用期限の過ぎたふれあい入浴補助券を廃棄する際には、あらかじめ決裁権者の承認を受けるべきである。

7 配食サービス (昭和61年6月発足、平成12年4月事業拡大、平成16年4月「食」の自立支援事業へ、平成18年4月再び配食サービス事業へ)
(平成23年度予算 40,300千円)

主 旨・・・調理の困難な高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯等に対して、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施するもの。

委 託 先・・・あいびすほか23事業者

実利用者・・・1,031人 (平成23年3月現在)

(監査結果)

(1) 利用者の安否確認の徹底について

配食サービス事業仕様書によれば、事業者は利用者へ手渡して配食を行い、かつ安否確認を行うこととされている。しかし、実際には、利用者の都合等もあり、完全に手渡して行われているわけではない。今回ヒアリングを行った地域包括支援センターでは、事業者が弁当を手渡しせず利用者に置いてきたところ、2日目に前日の弁当がそのまま放置されていたため異変に気付いたという事例があつた。

この事例では、2日目の通報で事なきを得たそうであるが、手渡して当日の安否を確認しないと取り返しのつかない事故につながる場合も考えられる。そもそも、配食事業者に配食一回あたり150円という委託料を支払っているのは、手渡して確実に安否確認をしてもらうことを依頼しているものであり、仕様書で事業者もそのことは確認しているはずである。利用者の都合もあろうが、事業者が配食の際、手渡してきかないのであれば、安否確認という本来の重要な役割が十分に果たせているとは言えない。

(2) 利用報告の不備について

配食サービス事業委託契約書によれば、配食利用実績表は金沢市が様式を定めるとあり、提出のあった当該様式には、配達したら印鑑かサインをもらうよう注意書きがある。そこで、サンプルとして平成24年7月分、8月分、9月分の配食利用実績表を閲覧したところ、下記のような不備があつた。

不備内容① 配食利用実績表に別の利用者の押印がある

(事業者回答)

配達員が複数の利用者の実績表を持って配達しているため、押印してもらう際に、別の利用者

の実績表に誤って押印を受けたもの。

(回答に対する意見)

事業者に支払う委託料は、提出のあった配食利用実績表に基づいて支払うことになっている。担当課は押印誤りを認識しつつも、結果的に正しい欄に本来の利用者印の押印を確認したため、そのまま委託料の支払処理をしたとのことであるが、委託料を支払う際には、その根拠となる配食利用実績表の内容は精査する必要がある。

不備内容② 押印・サインのない実績表がある

(事業者回答)

本来事業者が所持しておくべき実績表を、利用者が管理し月末に提出する形式をとっているため、利用者が入院等により、途中で利用を休止して実績表の回収ができなかったもの。

(回答に対する意見)

当該利用者の8月の配食利用実績表の押印欄には丸印が付けられているのみであつた。押印がないことについて、事業者は月途中での利用休止を理由にしているが、記録上は8月の配食は月末の夕食まで実施されており、月途中での利用休止という回答とは矛盾している。また、当該利用者の7月の配食は記録上3回であつたが、いずれも丸印が付けられているのみであつた。この他にも押印と配食実績が一致しない利用者が2名いた。契約で配食利用実績表に利用者の押印・サインをもらうことになっているが、このような状況では、本当に配食サービスが行われたのかどうかも確認できないため、契約に則った業務の徹底を事業者者に求める必要がある。

不備内容③ 利用者のサインの筆跡が事業者と同一である

(事業者回答)

利用者が認知症等のため、押印、サインが困難な方については、ご家族の了承を得て、事業者が代筆している。

(回答に対する意見)

利用実績表の押印欄に通常は押印されているが、一部の代筆という利用者が2名みられる。また、7月は代筆、8月は押印、9月はまた代筆という利用者が1名みられた。事業者回答にあつたように、認知症等のため押印、サインが困難だということであるが、利用実績表を精査してみると、押印されていたりされたりしていない。また、これ以外にサインが複数筆跡である利用者2名みられた。高齢者を対象とする行政サービスに関しては、一般市民を対象とする通常の業務の徹底が困難な場合が考えられる。一人暮らしの認知症高齢者を対象とした配食サービスはその典型であり、本人の押印等を求めるような事務は現実的でない場合がある。ただ、その場合でも、事業者が勝手にルールを変更するのではなく、必ず金沢市の求めるルールに従った事務が必要ならばである。配食完了時の確認行為について、認知症等のため本人の押印やサインなどを求めることができない場合も想定し、それらに代わる方法を事前に検討しておく必要がある。

【意見】

配食サービスについては、配食利用実績表の内容を精査し、事業者に対して契約に則った業務の徹底を求めるとともに、配食完了時の確認行為について、認知症等のため本人の押印やサインなどを求めることができない場合も想定し、それらに代わる方法を事前に検討しておく必要がある。

不備内容④ サンプルチェックであるが不備が散見される
(意見)

冒頭でも記載した通り、今回の検証はあくまで3ヶ月分をサンプルとして提出を受けて閲覧したものである。しかし、上記のように不備事項が散見される結果となっている。今回閲覧していない他の月の利用実績表や、過年度の利用実績表における不備があるのかどうかは確認できていないが、現状から察するに多くの不備が存在する懸念がある。配食サービス事業委託契約書第14条には、金沢市は事業者の業務実施に関して適切な指導をしなければならないとある。配食サービス事業は昭和61年から始まったものであるが、このような不備が散見される現状をこれまで放置してきたのであれば、事業委託者として指導監督責任を果たしているとは言えない。

(3) 委託事業者と利用者のシェアの未確認

金沢市では、金沢市に住んでいる一人暮らし高齢者のうち、現在、どれだけの割合がこの配食サービス事業以外の民間配食サービスを受けているのかという数値は把握していない。また、現在、配食サービスの委託事業者が中心であるが、最近では全国展開する大手の飲食関連事業者やコンビニエンスストアを展開する事業者などの参入もあり、既存の事業者が相対的に金沢市における取扱シェアを落とす可能性もある。そのような環境下において、金沢市の行う配食サービス事業が金沢市全体の一人暮らし高齢者の見守りとしてどれくらい有効なのかの確認を行うことは必要である。その有効性の確認のためには、委託事業者が金沢市内の一人暮らし高齢者のための配食業者に配食サービスを提供しているのかを把握することは必要である。すなわち、すべての事業者に配食サービスを提供していくわけではなく、当該事業の利用者の割合を把握しておくことが必要と考えられる。

(4) 石川県の見守り対策と金沢市の事業継続性

上記のように、金沢市の実施している配食サービス事業は、利用者の都合もあって、想定されている手渡しでの安否確認が徹底されていない。また、委託料算定の基礎となる配食利用実績表での配食確認には限界があり、実績表自体の不備も散見され、提出を受けた金沢市におけるチェックも十分ではない。さらに、当該事業での見守りの網羅性については、現在のところ確認できていないというのが実情である。

一方で、配食サービスにおける見守りは一定の効果があると考えられるものの、見守り自体は配食サービスに限定されるものでもない。実際、毎日通っていた飲食店にその高齢者があるときから姿を見せなくなったため、その飲食店からの通報により、保護することができた事例もあるとのことである。また、石川県では、平成24年3月に「地域見守りネットワーク」を立ち上げ、新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や、地域住民がよく利用するスーパーやコ

ンビエンスストアなど35の事業者と協定を締結した。

協定を締結した事業者の従業員は、普段の仕事や生活の中で、一人暮らし高齢者のちよつとした異変に気付いたとき、市町へ連絡し、連絡を受けた市町が状況確認を行うというものである。この協定においては、協力事業者はあくまで無償であり、現在のところ、協力を頼むような事業者名の公表も行われていない。石川県は、今後も協力事業者の参加を促進していく方向である。

事業者が弁当を利用者に宅配する配食事業は、当然のことながら営利事業であり、事業者は利用者から1食あたり500円の利用料を徴収して、通常の場合はこれで採算をとっているはずである。金沢市の実施している配食サービス事業は、委託契約による見守りの要素を付加すること、さらに1食あたり150円の委託料を事業者に収受させることになる。配食サービス事業の現状に鑑み、また、石川県の実施している地域見守りネットワークへの協力事業者や、委託契約も協定もないが自主的に協力をしている事業者等との公平性の観点からの比較考量も行った上で、当該事業のあり方について検討が必要と思われる。

【意見】

配食サービス事業の現状に鑑み、また、石川県の実施している地域見守りネットワークへの協力事業者や、委託契約も協定もないが自主的に協力をしている事業者等との公平性の観点からの比較考量も行った上で、当該事業のあり方について検討が必要と思われる。

8 老人ホーム入所措置事業(昭和38年4月発足)(平成23年度予算 354,604千円)

表68 被措置老人年次推移 (単位:人)

区分	養護老人ホーム									
	向陽苑 金沢市	松寿園 小松市	自生園 小松市	長生寮 高岡市	聖ヨゼフ ホーム 御所市	第二光が 丘ハウス 福井県朝日町	栄鷹の苑 穴水町	松寿苑 京都府綾部市	あつちや荘 広島県呉市	慈光園 富山市
S63	161	1	7	2	1	1	11	1	-	-
H元	162	-	7	1	1	1	11	1	-	-
H2	164	-	8	1	-	1	11	1	1	-
H3	165	-	9	1	-	1	15	1	1	-
H4	167	-	10	1	-	1	16	1	1	-
H5	166	-	11	1	-	1	19	-	1	-
H6	167	-	10	1	-	1	19	-	1	-
H7	167	-	10	1	-	1	18	-	1	-
H8	166	-	10	1	-	1	17	-	1	-
H9	167	-	10	1	-	-	15	-	1	-
H10	165	-	10	1	-	1	14	-	1	-
H11	169	-	10	1	-	2	15	-	1	-
H12	173	-	10	1	-	2	15	-	1	-
H13	176	1	11	1	-	2	13	-	1	-
H14	176	1	11	1	-	2	13	-	1	-
H15	177	1	13	1	-	2	13	-	1	1
H16	175	1	13	1	-	1	12	-	1	1
H17	171	1	13	1	-	1	12	-	-	1
H18	171	1	13	1	-	1	10	-	-	1
H19	171	1	13	1	-	-	10	-	-	1
H20	171	1	13	1	-	-	8	-	-	1
H21	173	1	13	1	-	-	5	-	-	1
H22	171	2	12	1	-	-	5	-	-	1

表69 措置費年額 (単位:円)

区分	養護 老人ホーム	特別養護 老人ホーム	計
S63	256,472,133	1,069,157,942	1,325,630,075

H元	265,051,785	1,121,731,118	1,386,782,903
H2	282,964,511	1,186,289,783	1,469,254,294
H3	306,922,436	1,247,396,383	1,554,318,819
H4	325,755,624	1,308,678,027	1,634,433,651
H5	342,986,753	1,533,249,689	1,876,236,442
H6	345,811,176	1,765,073,750	2,110,884,926
H7	353,026,637	1,955,096,649	2,308,123,286
H8	354,713,051	2,313,000,960	2,667,714,011
H9	358,156,060	2,431,260,914	2,789,416,974
H10	359,291,765	2,737,725,771	3,097,017,536
H11	358,182,877	2,888,254,890	3,246,437,767
H12	373,749,967		
H13	383,834,558		
H14	380,657,480		
H15	381,919,126		
H16	382,852,531		
H17	378,335,132		
H18	361,964,507		
H19	345,712,502		
H20	343,927,213		
H21	340,211,364		
H22	340,145,547		

(監査結果)

金沢市内の養護老人ホームの待機状況は、平成24年3月現在で5人である。担当課からは長期の待機者はいない旨の回答を得ている。よって、特に問題はない。

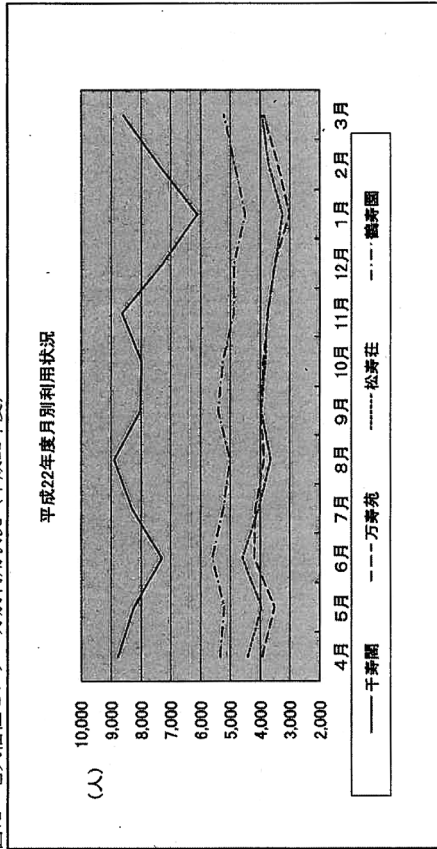
9 A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕(平成23年度予算 85,500千円)
高齢者の介護の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸(草花栽培)を楽しみながら健康で明るい生活を営めることを目的として建設され、金沢市に3施設ある(なお、千寿園については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流センター千寿園」として利用されている。)

表70 A型老人福祉センターの建物・敷地の概要

区分	万寿苑	苑
設置主体	左に同じ	
設置場所	金沢市 金沢市東長江町辺2番1	金沢市大桑町ヤ1番地4
定員	一人	250人
敷地面積	78,100㎡	3,306㎡
建物	1階 1,739.32㎡ 2階 707.01㎡ 計 2,446.33	1階 627.55㎡ 2階 576.37㎡ 3階 326.37㎡ 計 1,530.29
工期	着工 平成14年9月24日 竣工 平成15年12月25日 開館 平成16年4月9日	着工 昭和47年11月11日 竣工 昭和48年7月17日 開館 昭和48年7月18日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休館日	水曜日、年末年始	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使用料	無料(ただし健康温浴施設及び特別室の利用を除く。)	60歳以上の市民で無料(ただし特別室の利用を除く。)
乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付
事業	茶道講座 謡曲講座 養生講座 花舞講座 俳句講座 民謡講座 詩吟講座 物言講座 小曲講座 歌謡講座 陶芸講座 リズムダンス講座 介護予防体操 フラダンス講座 健康相談	談話講座 相談講座 養老講座 花舞講座 民謡講座 生舞講座 茶道講座 ダンス講座 曲物講座 舞物講座 大正琴講座 詩吟講座 リズムダンス講座 陶芸講座 木彫講座 園芸講座 歌謡講座 陶芸花押
	年間48回 年間24回 年間48回 年間12回 年間48回 年間24回 年間24回 年間48回 年間24回 年間24回 年間48回 年間24回 年間48回 年間48回 年間24回 年間24回 年間3回 年間13回	年間2回 年間24回 年間36回 年間24回 年間24回 年間48回 年間48回 年間12回 年間96回 年間24回 年間24回 年間48回 年間48回 年間96回 年間48回 年間2回 年間48回 年間144回 年間24回

区分	松寿荘	荘	鶴寿園
設置主体	金沢市		左に同じ
設置場所	金沢市 金沢市金石北3丁目3番33号		金沢市額谷町ヌの1番地
定員	250人		250人
敷地面積	2,500㎡		14,550㎡
建物	1階 720.18㎡ 2階 620.43㎡ 3階 285.11㎡ 計 1,625.72		1階 967.87㎡ 2階 690.68㎡ 計 1,658.55
工期	着工 昭和52年6月13日 竣工 昭和53年3月15日 開館 昭和53年4月5日		着工 昭和58年7月6日 竣工 昭和59年3月20日 開館 昭和59年4月10日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)		左に同じ
休館日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始		第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使用料	60歳以上の市民で無料(ただし特別室の利用を除く。)		左に同じ
乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付		左に同じ
事業	健康相談 民謡講座 生舞講座 手編物講座 書道講座 童遊お集い 大正琴講座 茶道講座 筆ペン・ペン習字講座 押花講座 陶芸講座 陶芸講座(自主) ちぎり絵講座 絵手紙講座 木彫講座 歌謡講座	健康相談 相談講座 謡曲講座 花舞講座 民謡講座 生舞講座 手編物講座 書道講座 童遊お集い 大正琴講座 茶道講座 筆ペン・ペン習字講座 押花講座 陶芸講座 陶芸講座(自主) ちぎり絵講座 絵手紙講座 木彫講座 歌謡講座	健康相談 相談講座 三弦講座 物言講座 俳句講座 民謡講座 水墨画講座 詩吟講座 謡曲講座 生舞講座 教ダンス講座 歌謡講座 陶芸講座 木彫講座 書道講座 詩吟講座 謡曲講座 陶芸講座 ヒラティス講座
	年間2回 年間48回 年間12回 年間24回 年間48回 年間24回 年間24回 年間48回 年間12回 年間24回 年間48回 年間24回 年間24回 年間96回 年間192回 年間24回 年間24回 年間24回	年間2回 年間48回 年間12回 年間48回 年間24回 年間24回 年間48回 年間12回 年間24回 年間48回 年間24回 年間24回 年間96回 年間192回 年間24回 年間24回 年間24回	年間2回 年間48回 年間12回 年間48回 年間24回 年間24回 年間48回 年間12回 年間24回 年間48回 年間24回 年間24回 年間96回 年間192回 年間24回 年間24回 年間192回 年間12回 年間12回

図72 老人福祉センター月別別利用状況(平成22年度)



(監査結果)

今回、上記施設のうち、卯辰山公園健康交流センター千寿閣に往査した。千寿閣は他の施設と異なり、高齢者の利用だけに限定しない、老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設として、平成16年4月に現在の場所に新築された。すなわち、千寿閣は子どもから高齢者まで幅広く利用されることを意図した施設である。

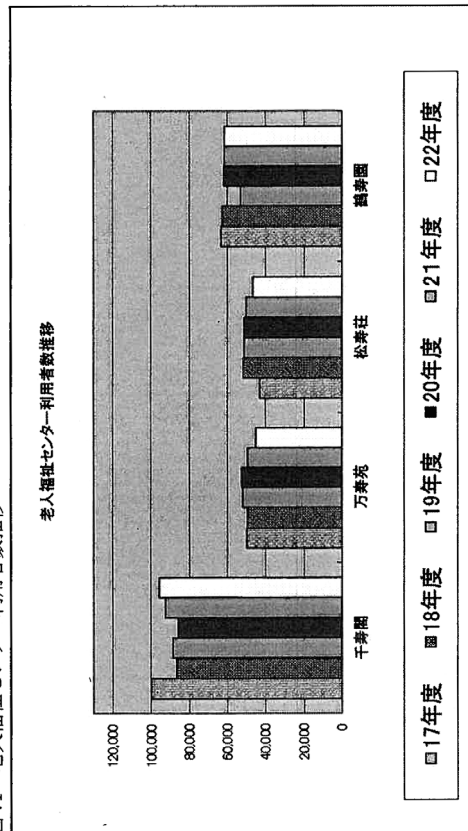
表73 千寿閣の利用実態(平成24年9月月報より)

区分	4月～9月累計
講座参加・研修室利用 (a)	9,491人 (16.9%)
うち講座参加	7,446人 (13.3%)
うち研修室利用	2,045人 (3.6%)
温浴施設利用 (b)	23,268人 (41.4%)
その他	23,415人 (41.7%)
(a) + (b)	32,759人 (58.3%)
合計	56,174人 (100.0%)
うち小人利用	1,312人 (2.3%)

表73によれば、千寿閣の利用者数56,174人のうち、講座や研修室利用のイベントで来訪していた人数は9,491人と利用者全体の16.9%である。これには、同一日に複数の講座を受講していた人がいるかもしれないが、これを無視した人数である。一方、温浴施設の利用者(23,268人)には講座参加者や研修室利用者も含まれているものと思われるが、この重複人数を無視した利用者の合計人数は32,759人で利用者全体の58.3%となっている。すなわち、講座参加や入浴目的ではない談話等目的のその他の利用者は最低でも全体の41.7%存在するということになる。

卯辰山公園健康交流センター	千寿閣	万寿苑	松寿荘	鶴寿園
一階	事務室1室 相談室1室 談話室1室 食ふれあい工房1室 軽運動室2室 健康浴施設(浴室)	一階 事務室1室 展示室1室 浴室2室 工芸工房1室 二階 教室1室 大広間1室 食堂1室 機械回復室1室 三階 和室3室 多目的室2室	一階 事務室1室 相談室1室 機械回復室3室 浴(男女別浴室含む)予備室1室 アイサードレス店1室 食堂1室 喫茶広間1室 二階 和室1室 図書室1室	一階 事務室1室 相談室1室 浴室3室 喫茶室1室 楽観店1室 食堂1室 図書ルーム1室 アイサードレス店1室 二階 大広間1室 研究室1室 三階 和室3室 機械回復室1室

図71 老人福祉センター利用者数推移



【意見】
千寿閣については、本来の健康交流センターとしての利用目的に鑑み、若年層の利用を促進する取組が必要である。

(2) 交通手段について
千寿閣は卯辰山公園にあるため、金沢市街地からは遠く、多くの市民が訪れるには利便性のあまり良くない立地である。また、老人福祉センター3施設も金沢市中心部に立地しているわけではない。そのため、近隣に居住している市民を除けば、各センターまでの交通手段は自家用車又は路線バスの利用が通常である。センターまでの交通費の市民負担を緩和するために、いずれの施設もセンター利用者に対し、往路で公共交通を利用した対象者に帰途バス乗車券を交付している。

今回、千寿閣において、バス乗車券発行事務について聴取した。千寿閣では、以下のように帰途バス乗車券を交付している。また、行き先からさらに乗換をする必要がある場合に、以下のようにより乗換バス乗車券を交付している。この交付金額からは、年間の交付額はおよそ280万円程度となっている。

表76 一般乗車券交付状況 (平成24年9月月報より)

区分	料 金	9月交付枚数	4月～9月累計	交付金額
望湖台	170円	5枚	32枚	5,440円
味噌蔵	210円	33枚	228枚	47,880円
金沢駅	300円	404枚	2,266枚	679,800円
鈴見台4	170円	20枚	81枚	13,770円
鈴見台2	170円	133枚	709枚	120,530円
曉町	210円	61枚	306枚	64,260円
小將町	210円	61枚	386枚	81,060円
合計		717枚	4,008枚	1,012,740円

表77 乗継乗車券交付状況 (平成24年9月月報より)

区分	9月交付枚数	4月～9月累計	交付金額
100円	32枚	176枚	17,600円
200円	104枚	541枚	108,200円
210円	100枚	645枚	135,450円
230円	54枚	290枚	66,700円
250円	32枚	101枚	25,250円
300円	21枚	95枚	28,500円
350円	7枚	46枚	16,100円
400円	9枚	51枚	20,400円
合計	359枚	1,945枚	418,200円

(1) 千寿閣の高齢者以外の利用について
千寿閣が現在の場所に移転して、子どもから高齢者まで利用できる施設となつてから8年が経過している。また、千寿閣のチラシでも、子どもからお年寄りまで誰でも利用できる旨が分りやすく記載されている。しかし、上記利用実態のように、ほとんどが高齢者の利用であり、高齢者以外の利用は少数にとどまっている。

上記利用実態からは、高齢者の利用目的は多くが談話等や入浴であるため、これらの施設を備えた千寿閣の老人福祉のための機能は十分に発揮されていると思われる。一方で、高齢者以外の利用を促進するためには、講座の受講人数や健康温浴施設の利用者の増加が必要であろう。

千寿閣では、茶道講座などの各種いきいき講座が開催されており、平成24年9月の開催回数が70回、4月から9月までの参加人数が延べ7,446人と施設の利用頻度は高く、講座の受講は千寿閣利用の重要な位置づけとなっている。しかし、これらの講座はすべて60歳以上の高齢者のみが参加可能であり、高齢者以外の市民は参加できない。これらの講座の年齢制限が、高齢者以外の利用を妨げる一因となっていると思われる。

また、健康温浴施設利用者数については、さらに利用者の偏りが顕著である。

表74 健康温浴施設利用者数 (平成24年9月月報より)

区分	4月～9月累計
6歳未満	32人 (0.1%)
6歳以上12歳未満	24人 (0.1%)
12歳以上60歳未満	134人 (0.6%)
60歳以上	23,078人 (99.2%)
合計	23,268人 (100.0%)

この健康温浴施設に関しては、高齢者だけでなく誰でも利用できるが、下記のように60歳以上の高齢者のみが優遇を受けている。このため、60歳未満の市民に関しては、市内の公衆浴場施設に比べて何の優遇措置もないため、わざわざ千寿閣の健康温浴施設を利用しようというインセンティブは働かないことになる。

表75 公衆浴場との利用料金比較

区分	6歳未満	6歳以上12歳未満	12歳以上60歳未満	60歳以上
千寿閣	50円	130円	420円	100円
公衆浴場	50円	130円	420円	420円

千寿閣は、子どもから高齢者まで誰でも利用できる健康交流センターである。しかし、利用実態からは高齢者のための施設と言わざるを得ない。本来の健康交流センターとしての利用目的に鑑み、若年層の利用を促進する取組が必要である。

毎日の発行券種と枚数は、その日にどこの居住者が来訪したかによって異なるが、概ね表78に掲げた11月1日から11日までの発行状況のようになっている。この期間では、毎日30枚から60枚程度の発行となっている。これらの発行事務と、発行枚数と在庫を毎日記帳して在庫と照合する事務はそれなりの事務量になっていると考えられる。4月から9月までの一般乗車券発行枚数累計4,008枚で約4,000人のバス乗車券利用、千寿閣利用者は56,174人の7.1%、期間内の開館日数157日を除くと、1日あたりのバス乗車券利用者は25人程度という計算になるが、表中、一般乗車券の交付枚数からは、20人から40人程度であろうと思われる。

表78 平成23年11月1日から11日までの交付状況 (単位:枚)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	合計
望湖台	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
味噌蔵	2	1	0	2	1	4	1	2	0	4	17
金沢駅	6	15	12	29	8	13	14	20	11	28	156
鈴見4	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	5
鈴見2	5	4	4	5	4	5	2	5	4	7	45
暁町	4	2	1	1	1	2	3	5	1	1	21
小將町	6	3	2	2	2	4	1	5	1	2	28
100円	1	0	1	2	0	3	0	1	0	3	11
200円	3	3	0	2	3	3	5	6	1	6	32
210円	2	4	2	5	2	4	5	3	1	5	33
230円	1	1	4	5	1	0	1	3	1	5	22
250円	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
300円	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	5
350円	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
400円	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
合計	32	34	28	55	27	41	33	51	23	63	387

(バス乗継券出納簿(11月)より)

一方で、各種バス乗車券を発行するためには常時在庫を持つている必要がある。11月1日から11月11日までの毎日のバス乗車券の種類別の在庫枚数は以下のとおりである。11月の8日に購入があったため、8日の前後で在庫枚数にかなりの差異があるものもある。この1日から11日の在庫枚数の平均を最右列に掲げている。

表79 平成23年11月1日から11日までの乗車券在庫枚数状況 (単位:枚)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	平均
望湖台	15	15	14	14	13	12	45	45	45	45	26
味噌蔵	74	73	73	71	70	66	65	63	63	59	67
金沢駅	230	215	203	174	166	153	359	339	328	300	246

鈴見4	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	38	40
鈴見2	60	56	52	47	43	38	38	168	159	152	93	93
暁町	37	35	34	33	32	30	82	77	76	75	51	51
小將町	110	107	105	103	101	97	129	124	123	121	112	112
100円	67	67	66	64	64	61	61	60	60	57	62	62
200円	64	61	61	59	56	53	158	152	151	145	96	96
210円	70	66	64	59	57	53	158	155	154	149	98	98
230円	34	33	29	24	23	23	77	74	73	68	45	45
250円	49	49	48	47	47	47	80	79	79	78	60	60
300円	23	22	22	21	20	20	53	53	51	51	33	33
350円	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44	44
400円	20	20	20	20	19	19	51	51	50	50	32	32

(バス乗継券出納簿(11月)より)

次に、11月1日から11日までで最も在庫の多い8日の残枚数と、1日から11日までの平均在庫枚数を元に在庫金額を試算してみた結果が以下の表80となる。これで見えてわかるとおり、在庫金額は30万円程度とあまり重要性は無い。

表80 平成23年11月8日の在庫金額試算

区分	料金(a)	11月8日残(b)	(a) × (b)	平均(c)	(a) × (c)
望湖台	170円	45枚	7,650円	26枚	4,420円
味噌蔵	210円	65枚	13,650円	67枚	14,070円
金沢駅	300円	359枚	107,700円	246枚	73,800円
鈴見台4	170円	39枚	6,630円	40枚	6,800円
鈴見台2	170円	168枚	28,560円	93枚	15,810円
暁町	210円	82枚	17,220円	51枚	10,710円
小將町	210円	129枚	27,090円	112枚	23,520円
100円	100円	61枚	6,100円	62枚	6,200円
200円	200円	158枚	31,600円	96枚	19,200円
210円	210円	158枚	33,180円	98枚	20,580円
230円	230円	77枚	17,710円	45枚	10,350円
250円	250円	80枚	20,000円	60枚	15,000円
300円	300円	53枚	15,900円	33枚	9,900円
350円	350円	44枚	15,400円	44枚	15,400円
400円	400円	51枚	20,400円	32枚	12,800円
合計			368,790円		258,560円

千寿閣は、老人福祉センター一条例の適用されない健康交流センターであり、子どもから高齢者

康の総合窓口、各市民センター（以下交付部署）において行っている。助成券は、交付申請月により交付枚数が異なっており、4月申請の場合は、助成券総額（18枚）を申請者に1冊交付、5月以降の申請については、以下のような枚数を交付し、18枚のうち未交付の助成券（以下未交付助成券）を交付窓口で切り取って交付している。

表81 はり・灸・マッサージ施術助成券月別交付状況（平成23年度）

交付申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	18	17	15	14	12	11	9	8	6	5	3	2
未交付枚数	0	1	3	4	6	7	9	10	12	13	15	16

(監査結果)

(1) 助成券の確認について

未交付助成券の管理について、管理部署である健康総務課に確認したところ、取扱は規定等により明確化されておらず、未交付助成券を申請書に添付して健康総務課に返却するよう口頭にて説明しているとの回答であった。しかし実際は、未交付助成券を申請書に添付してこない交付部署もあり、当該部署の未交付助成券が確実に回収され処分されているかについて、健康総務課での確認は行われていない。また、当該部署に対して未交付助成券返却の督促や返却についての指導も行われていなかった。

未交付助成券は、有効期限内のものであり不正利用を防止する観点から、取扱担当者以外により確認後処分される必要がある。金沢市の場合は、健康総務課にて未交付助成券と申請書が送付されることとなっており、返却することから、健康総務課にて未交付助成券と申請書を照合し、回収されるべき未交付助成券がすべて回収されていることを確認すべきであった。また、未交付助成券の返却されない部署には、返却するよう指導する必要があるが、年度当初の説明会での説明に留まられ、その後の指導が行われていなかった。今後は、交付部署により取扱が異なることのないよう取扱を明確化するとともに、健康総務課による指導を徹底する必要がある。

(2) 書損となった助成券の管理について

各交付部署で記入誤り等により書損となった助成券の総額（以下助成券）については、健康総務課に返却するよう口頭にて指導している。しかし実際は、書損となった助成券を健康総務課に返却せず、自ら処分している交付部署もある。有効期限内の助成券について書損扱いとする場合は、不正交付、不正利用を防止する観点から書損扱いとされている助成券が確実に処分されることを第三者が確認する必要がある。この点について、健康総務課は、年度当初の説明会での説明に留まり、その後の督促や指導を行っていないであった。今後は、交付部署により取扱が異なることのないよう取扱を明確化するとともに、健康総務課による指導を徹底する必要がある。

(3) 各交付部署からの助成券の返却について

年度終了後、各交付部署で在庫となった当該年度の助成券の処分については規定等により明確化されておらず、健康総務課に返却されることなく各交付部署で処分されている。確かに年

まで利用できる施設である。この千寿閣においても、他の老人福祉センターと同様の高齢者用帰途バス乗車を交付するかどうか、再度検討する必要がある。その際、全利用者の7%程度に對するサービスであるという事実、在庫金額は大きくないものの、300万円程度の年間発行金額や発行事務に関わる人件費等も考慮する必要がある。また、発行を続けるとしても券種を絞り事務手を減らすなどの対応も考えられる。特に、乗継まで交付するかどうかでも検討が必要がある。さらに、他の施策、たとえば70歳から補助を受けるシルバー定期への補助に順次移管する等の方策も考えられる。今年度の市民行政評価においても、高齢者バス回数券支給費について、廃止を検討する必要があると評価されていることもあり、千寿閣や老人福祉センターの帰途バス乗車券については、交付するかどうか、再度検討する必要がある。

10 パソコンサロン（平成 22年 7月開設）

ITインストラクター等が配置されたパソコン利用の場を提供することで、対象となる者がパソコンにふれる機会を確保し、趣味やいきがづくりに貢献することを目的とする。

利用対象者	60歳以上の方及び障害のある人
利用時間	午前9時～午後4時（千寿閣 火・木・土、まちなか 月・水・金）
場 所	千寿閣パソコンサロン（東長江町辺2-1、平成22年7月開所） まちなかパソコンサロン（比花町3-2ライブ1地下1階、平成23年4月開所）

(監査結果)

今回、千寿閣に往査した際、パソコンサロンが開催される部屋を視察した。千寿閣では、毎週火曜日、木曜日、土曜日の午前9時から12時までと午後1時から午後4時までパソコンサロンが開催されている。このパソコンサロンは、パソコンが使える設備が整った実習室で行われるため、千寿閣においても同じ部屋で開催されている。つまり、パソコンサロンの開催されない月曜日、金曜日、日曜日は実習室を他の用途に利用できることになる。監査人が往査した11月12日は月曜日の午後であったが、特に何も利用されていなかった。現在置いている、パソコンサロンのデスクの向かい合った2列の配置が、他の教室等では利用しにくいというのが主な原因のようである。千寿閣の実習室にあるパソコン用のデスクは、パソコンサロンが千寿閣に移転してきたときに、以前から使用していたものをそのまま持ってきたことであるが、このデスクは重厚な仕様であるため、簡単には移動できず、配置を変えたいことも、片付けてフロアとして利用することも困難な状況である。現在、研修室等の利用はほぼ空きの状態であり、また、千寿閣としても利用者数の増加を図っているところである。そのような中において、実習室の利用日が限定されるというのは望ましいことではない。デスク等の備品のあり方を工夫し、実習室の利用を促進することが望ましい。

11 はり・灸・マッサージ施術費助成

金沢市では、70歳以上の高齢者および65歳以上で一定の障害を持つ者に対して、1回1,200円の助成券を、年間18枚を限度に交付している。申請と交付は市役所及び福祉健康センターの福祉と健

表84 管理簿による現物確認の例

交 付 先	①健康総務課 から交付先へ の交付冊数	②交付申請数	②-①交付先 より返却され るべき冊数	返却された冊数
泉野福祉健康センター	680	670	10	10
〇〇センター	***	***	**	**
△△センター	***	***	**	**
交付先合計	4,390	4,152	238	238

(5) 廃棄手続について

上記のように、各交付部署へ送付され期限までに交付されず在庫となった助成券は、各交付先で処分され、健康総務課で在庫となった助成券は同課で処分されている。しかし、処分にあたって稟議承認等の手続は行われていない。助成券作成には当然、金沢市の予算が投入されており、必要以上に冊数が作成され、廃棄されていないかといった観点からも通常の資産処分と同様に必要な承認手続を経て廃棄処分が行われる必要がある。

なお、平成23年度の処分冊数について、各交付部署での在庫分は健康総務課に返却されており、実際には何冊処分したかは不明であるが、管理簿から計算すると当初冊数が4,500冊であり、申請数の合計が4,152冊であったことから、在庫となり処分された冊数は差引き348冊であったと推定される。

【意見】

未交付・書損・有効期限切れとなった助成券を適切に取り扱うとともに、廃棄の際には必要な承認手続を経る必要がある。また、管理簿により常に在庫状況を把握し、後に第三者が検証できるようにする必要がある。

以上

度終了後は、未交付の助成券は使用できなくなるため交付部署で処分しても問題ないとも思われる。しかし、交付者からの申請書に相当する数の助成券だけが交付されたことを担保するためには、健康総務課から各交付部署に配付された数量から申請者に交付された数量を差し引いた数のあるべき助成券が存在するかを、第三者が確認することが重要である。

ちなみに、はり・灸・マツサージ施術券と同様に、福祉健康センター等で65歳以上の高齢者に交付されている「ふれあい入浴補助券」については、管理部署である長寿福祉課が年度終了後に未交付の補助券を回収し、在庫数を確認の上処分している。したがって、はり・灸・マツサージ施術券についても、各交付部署で廃棄処分を行うのではなく、健康総務課で在庫数を確認の上、処分することが必要である。

(4) 助成券の在庫数の把握について

現在、健康総務課では、各交付部署へ配付した助成券の冊数については表82のように管理簿に記載している。

表 82 助成券管理簿記載例

交付部署	当初配付		追加冊数		助成券番号		追 加 冊 数	月 日	助 成 券 番 号	追 加 冊 数	月 日	助 成 券 番 号	合 計
	冊数	冊数	冊数	冊数	冊数	冊数							
泉野福祉健康 センター	600	9/5	30	4091	11/15	20	4260	12/26	4311	30	4340	680	
				4120									

また、健康総務課では、各利用者より徴求している交付申請書に基づき交付者名、交付場所、助成券番号等を記載した以下のような交付者一覧表を作成している。

表 83 助成券交付者一覧表記載例

交付日	交付場所	助成券番号	氏 名	生年月日	備 考
4月1日	3	782	〇〇 〇〇	****. **. **	△△△

このように、各交付部署への交付冊数と各交付部署から利用者へ渡された冊数を集計することにより、交付部署から返却されるべき冊数については、把握が可能である。よって、管理簿上、返却されるべき冊数を算出し、各交付部署から在庫の助成券の返却を求め冊数の現物照合を行うといった管理が可能である。上記の現物管理については、例えば下表84のように、管理簿により交付場所から返却されるべき冊数を算出し、実際返却された冊数の照合を行い、不一致がある場合は調査し、原因を特定する必要がある。また、あるべき在庫数と実際回収した助成券の現物照合の状況については記録し、後に第三者が検証可能な管理が必要である。

平成25年(2013年)4月11日 印刷
平成25年(2013年)4月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄